花見川緑地交通公園管理運営業務委託仕様書

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この仕様書は、花見川緑地交通公園管理運営業務委託契約書に定めるもののほか、花見川緑地交通公園（以下「交通公園」という。）の管理運営業務（以下「委託業務」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　委託業務は、市民に正しい交通ルール及びマナーを楽しく身につけさせることにより、交通事故を防止し、市民の交通安全の推進に寄与することとした交通公園の設置目的を達成するために、適切にこれを管理運営することを目的とする。

（委託期間）

第３条　本委託の期間は、令和４年４月１日から令和５年３月３１日までとする。

（開園日等）

第４条　交通公園の開園日は、１２月２９日から翌年１月３日までの日及び月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）を除く日とする。

２　交通公園の開園時間は、午前９時から午後５時までとする。

３　受注者は、前２項に定める開園日及び開園時間において、交通公園を一般の利用に供さなければならない。

第２章　業務の範囲及び実施条件

（委託業務の内容）

第５条　委託業務の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）管理に関すること

ア　第１４条に定める物件の維持・点検

イ　自転車、足踏式ゴーカート等、利用者に貸し出す物品（以下「乗用遊具」という。）の点検・整備・修繕

ウ　自転車シミュレーターの点検・整備

エ　施設及び敷地内の清掃

オ　委託業務に関わる消耗品の調達・管理（タイヤ等の乗用遊具の部品の調達を含む。）

（２）運営に関すること

ア　来園者の受付及び乗用遊具の貸出し・返却

イ　自転車シミュレーターの乗車補助

ウ　委託業務に係る問い合わせへの対応

エ　団体等の利用に係る連絡・調整・現地業務

オ　消防訓練の実施

カ　来園者アンケートの実施

（３）利用者への交通安全教育に関すること

ア　交通安全教室の実施

イ　交通ルール・マナー及び自転車の乗り方の指導

（４）その他委託業務の実施に必要な事項

（５）千葉市や関係団体などが交通公園にて実施する交通安全啓発イベント等での協力・連携

（従業員の配置）

第６条　受注者は、委託業務に従事する者（以下「従業員」という。）を３人以上配置し、委託業務の目的を達成するために必要な業務を行わせなければならない。

２　従業員の基本配置は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）受付業務等　　１人以上

（２）乗用遊具貸出し業務等　１人以上

（３）交通安全教育業務等　　１人以上

３　受注者は、従業員の中から、代表して管理監督を行う者（以下「管理責任者」という。）を定めなければならない。

４　受注者は、従業員のうち１人以上、消防法に規定する「防火管理者(甲種)」の資格を有する者を配置しなければならない。

５　受注者は、従業員のうち１人以上、(公財) 日本交通管理技術協会が認定する「自転車安全整備士」の資格を有する者又は(一財)日本車両検査協会が認定する「自転車技士（旧：自転車組立整備士)」の資格を有する者若しくは自転車の整備が必要な業務に２年以上携わった経験を持つ者を配置しなければならない。

６　受注者は、従業員のうち１人以上、(公財) 千葉県交通安全協会が認定する「自転車安全教育指導員」の資格を有する者又は他の都道府県を管轄する交通安全協会が認定する「自転車安全教育指導員」若しくはそれに類似した資格を有する者を配置しなければならない。

７　受注者は、前５項に規定する従業員の交代を行う場合、事前に発注者に通知し、その承諾を受けなければならない。

８　受注者は、従業員に関する労務管理及び労働関係法令上の一切の責任を負うものとする。

９　従業員の配置に必要となる経費等は、受注者が負担するものとする。

第３章　交通安全教育

（交通安全教育の実施）

第７条　受注者は、第５条第３号に定める交通安全教育を適宜実施するものとする。

（交通安全教室）

第８条　交通安全教室（以下「教室」という。）の実施にあたっては、実施前までに受講を希望する者から申込みを受け付けるものとする。

２　実施する教室の内容は、次の各号に掲げるもののうちから、受講希望者の意向に沿った内容を選択し、実施するものとする。

（１）交通安全講話

（２）交通安全映画

（３）歩行訓練

（４）自転車の乗り方

（研修会への参加）

第９条　受注者は、交通安全指導技術の向上を図るため、国・県等が実施する研修会に、従業員を積極的に参加させるよう努めるものとする。

（自転車シミュレーターの利活用）

第９条の２　受注者は、交通安全教育に自転車シミュレーターを積極的に活用するよう努めるものとする。

第９条の３　受注者は、原則として週に２回以上の頻度（内１回は土曜日又は日曜日）で、来園者に自転車シミュレーターを乗車させる機会を設けなければならない。ただし、市内の小学校が長期休暇の時期等、小学生の利用が多く見込まれる時期には、頻度を増やすよう努めるものとする。

第９条の４　自転車シミュレーターの利用時間等、運用の詳細については発注者・受注者双方の協議により決定するものとする。

第４章　乗用遊具

（貸出しの対象）

第１０条　乗用遊具の貸出しを受けることができる者は、満４歳以上１２歳以下の者とする。ただし、満６歳以下の者に乗用遊具を貸出す場合は、乗用遊具の使用に当たり、貸出しを受けた者（以下「被貸与者」という。）には常に保護者を同伴させるものとする。

（貸出時間等）

第１１条　乗用遊具の貸出時間は１回当たり３０分までとし、同一の被貸与者に対する１日当たりの貸出回数の制限は設けないものとする。

２　前項の規定にかかわらず、発注者及び受注者が特に必要と認めるときは、双方の協議のうえ、１回当たりの貸出時間及び１日当たりの貸出回数を変更することができる。

（被貸与者が遵守すべき内容）

第１２条　被貸与者が遵守すべき内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）乗用遊具を損傷したり、汚損したりしないこと。

（２）二人乗り等の危険な行為をしないこと。

（３）交通標識等の交通公園の施設を毀損又は汚損しないこと。

（４）他人に転貸しないこと。

（５）乗用遊具を交通公園外へ持ち出さないこと。

（６）貸出時間内に返却すること。

（７）乗用遊具以外の車両等を交通公園内に持ち込まないこと。

（８）その他交通公園の管理運営上支障のある行為をしないこと。

（貸出しの方法）

第１３条　乗用遊具を貸出す場合においては、被貸与者に対し、前３条に定める事項を周知するものとする。

第５章　管理物件等の取扱い

（管理物件）

第１４条　委託業務を実施するに当たり管理しなければならない主な施設及び物品（以下「管理物件」という。）は別紙１のとおりとする。

（管理）

第１５条　受注者は、善良な管理者の注意をもって、管理物件を適切に管理しなければならない。

（管理物件等の使用）

第１６条　受注者は、委託業務を実施するにあたり、管理物件を使用することができるものとする。

２　受注者は、自ら調達した物品等又は発注者が任意により調達した物品等を、委託業務を実施するために使用することができるものとする。

第６章　委託業務に係る確認事項

（実施計画書の提出）

第１７条　受注者は、契約締結後速やかに、花見川緑地交通公園管理運営業務実施計画書（別紙２）（以下「実施計画書」という。）を作成し、発注者に提出しなければならない。

２　受注者は、前項の規定により発注者に提出した実施計画書の内容を変更しようとするときは、発注者と協議しなければならない。

（定期報告）

第１８条　受注者は、発注者に対し、次の各号に掲げる書類をもって、委託業務を実施した月の翌月１０日までにその結果を毎月報告しなければならない。

（１）花見川緑地交通公園利用者一覧表（別紙３）

（２）花見川緑地交通公園学年別利用状況調査表（別紙４）

（３）花見川緑地交通公園交通安全教室実施状況集計表（別紙５）

２　受注者は、前項各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認める書類を提出しなければならない。

３　第１項の規定にかかわらず、委託期間満了前において契約が解除された場合には、受注者は、契約解除日までの第１項各号に掲げる書類を、契約を解除した日から３０日以内に発注者に提出しなければならない。

４　発注者は、必要があると認めるときは、受注者から提出された書類の内容又はそれに関連する事項について、受注者に対して報告又は説明を求めることができるものとする。

（完了報告及び検査）

第１９条　受注者は、発注者に対し、各四半期の翌月１０日までに、業務完了報告書（別紙６）をもって、委託業務完了を報告し、発注者の検査を受けなければならない。

（事故等の報告）

第２０条　受注者は、次の各号に掲げる事由が発生したときは、速やかに事故・苦情等発生報告書（別紙７）を発注者に提出するものとする。

（１）施設において事故又は紛争が発生したとき。

（２）施設及び設備等を滅失又は毀損したとき。

（３）その他委託業務処理上不測の事態が発生したとき。

（日報の作成）

第２１条　受注者は、次の各号に掲げる施設利用者に関する項目を記載した日報を作成しなければならない。

（１）所属学校名

（２）学年
（３）付添者数
（４）施設利用者数の集計
（５）その他利用状況の把握に必要な事項
２　小学校入学前の利用者については、前項第１号の「所属学校名」を「居住地区」に、同項第２号の「学年」を「年齢」にそれぞれ読み替えるものとする。

（委託料の支払い）
第２２条　委託料の支払いは、四半期ごととし、第１９条に定める検査に合格後、発注者は受注者に対し、当該四半期分の委託料を支払うものとする。

（従業員への指示等）
第２３条　受注者は、被貸与者を含む利用者に事故のないよう、従業員に適切な指示を与えることその他必要な措置を講じなければならない。
２　受注者は従業員に対し、常に服装、言動等に注意し、利用者に不快感を与えることのないように指導しなければならない。

（業務実施状況の確認）
第２４条　受注者は、発注者から、委託業務の内容及び経理の状況等に関する確認又は実地調査の申し出があった場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申し出に応じなければならない。
２　受注者は、前項の確認又は実地調査による是正又は改善の指示を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。
３　受注者は、本施設を適正に管理運営するため、委託業務遂行状況を記録するとともに、適宜利用者アンケートを実施し、自己評価を実施するものとする。

第７章　不可抗力

（不可抗力への対応）
第２５条　天災その他不可抗力によって交通公園の施設・物品等に損害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、受注者は、発生する損害・損失を最小限とするよう、早急に対応措置を講じるとともに、その状況を発注者に報告しなければならない。

（不可抗力によって発生した費用等の負担）
第２６条　不可抗力によって受注者に損害・損失や増加費用が発生した場合、受注者は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって発注者に通知するものとする。
２　発注者は、前項の通知を受け取った場合は、損害状況の確認を行ったうえで受注者と協議を行

い、費用負担等を決定するものとする。

3　不可抗力によって受注者に対する損害・損失が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で発注者が負担するものとする。なお、受注者が付保した保険によりてん補された金額相当分については、発注者の負担に含まないものとする。

4　不可抗力によって発注者に損害・損失が発生した場合、当該費用については発注者が負担するものとする。

（不可抗力による一部の委託業務の免除）

第２７条　発注者は、不可抗力によって委託業務の一部が実施できなくなったと認められた場合は、その限度において本仕様書に定める受注者の義務を免除することができるものとする。

第８章　委託期間の満了

（業務の引継ぎ等）

第２８条　受注者は、委託期間の満了に際し、発注者又は発注者が指定する者に対し、委託業務の引継ぎ等を行わなければならない。

2　発注者は、必要と認める場合には、受注者に対して発注者又は発注者が指定する者による委託業務の視察を申し出ることができるものとする。

3　受注者は、発注者から前項の申し出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申し出に応じなければならない。

（管理物件等の取扱い）

第２９条　受注者は、委託期間の満了までに、委託開始日を基準として管理物件を原状に回復し、発注者又は発注者が指定する者に対して管理物件を引き渡さなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、発注者が認めた場合には、受注者は管理物件の原状回復は行わずに、別途発注者が定める状態で発注者又は発注者が指定する者に対して管理物件を引き渡すことができるものとする。

3　受注者が設置又は購入した物品については、原則として受注者が自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。ただし、発注者との協議において双方が合意した場合、受注者は、発注者又は発注者が指定する者に対して引き渡すことができるものとする。

（契約解除時の取扱い）

第３０条　第２８条から前条までの規定は、委託期間満了前において契約が解除された場合に、これを準用する。

第９章　その他

（保　険）

第３１条　受注者は、委託業務の実施にあたり、交通公園内における乗用遊具に係る事故及び樹木・模擬道路・建物等の瑕疵を原因とする事故などによる損害を補償する保険等を付保するものとする。

（定めのない事項）

第３２条　花見川緑地交通公園管理運営業務委託契約書及びこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

別紙１（第１４条関係）

花見川緑地交通公園管理物件

１　管理施設

中扉、小型車駐車場、リザーブパーキング、大型駐車場、進入路、模擬道路、交通標識、信号機、踏切、遮断機、警報機、看板、放送塔、倉庫、管理棟

２　管理物品

（１）利用者貸出物品

自転車、足踏式ゴーカート、特殊自転車

（２）サイクリング利用者向け貸出物品

スポーツ車用サイクルラック、スポーツ車用空気入れ、工具セット

（３）教室用備品

映写台、映写機

（４）庁用備品

ファイリングキャビネット、更衣ロッカー、片袖机、応接用長椅子、黒板、衝立て、掲示板

（５）その他

ラミネーターパウチ、アンテナ、自転車シミュレーター

別紙２（第１７条第１項関係）

令和　　年　　月　　日

（あて先）千葉市長

受注者　住　　所
団 体 名
代表者名　　印
連絡先電話番号

花 見 川 緑 地 交 通 公 園 管 理 運 営 業 務 実 施 計 画 書

１　人員配置 （１）管理責任者　　（氏　名） （２）防火管理者　　（氏　名） （３）自転車整備関連有資格(実務経験)者　　（氏　名） （４）交通安全教育（指導）関連有資格者　　（氏　名） （５）基本配置 ・受付業務等従業員　　（氏　名） ・乗用遊具貸出し業務等従業員　　（氏　名） ・交通安全教育業務等従業員　　（氏　名）
２　実施計画 （１）消防訓練の実施 ・ 時　期 ： ・ 対象者 ： ・ 概　要 ： （２）来園者アンケートの実施 ・ 時　期 ： ・ 対象者 ： ・ 概　要 ： ※ （１）及び（２）の詳細については、実施前までに発注者と協議を行うこと。
３　その他特記事項

別紙３（第１８条第１項第１号関係）

花　見　川　緑　地　交　通　公　園　利　用　者　一　覧　表

（　　年　　月分）

利用者／日	団体			個人		備考
	名　称	利用者数	付添者数	利用者数	付添者数	
日（　）						
日（　）						
日（　）						
日（　）						
日（　）						
日（　）						
日（　）						
日（　）						
日（　）						
日（　）						
日（　）						
日（　）						
日（　）						
日（　）						
日（　）						
日（　）						
日（　）						
日（　）						
日（　）						
日（　）						
日（　）						
日（　）						
日（　）						
日（　）						
日（　）						
日（　）						
日（　）						
日（　）						
日（　）						
日（　）						
日（　）						
合　計						

別紙４（第１８条第１項第２号関係）

花見川緑地交通公園学年別利用状況調査表

（　　年　　月分）

学年別	人数			備考
	個人	団体	合計	
学齢前				
小学１年				
２年				
３年				
４年				
５年				
６年				
小学生合計				
中学１年				
中学２年				
中学３年				
中学生合計				
その他				
合計				
特記事項				

（注１）団体の人数欄には参加人数を記載すること。

（注２）乗用遊具の使用をさせなかった者については、該当年齢の欄に人数を計上し、特記事項欄にその理由を明記すること。

別紙５（第１８条第１項第３号関係）

花見川緑地交通公園交通安全教室実施状況集計表

（　　年　　月分）

区分 / 日	団体				個人		
	名称	回数	人数		回数	人数	
			利用者数	付添者数		利用者数	付添者数
日（　）							
日（　）							
日（　）							
日（　）							
日（　）							
日（　）							
日（　）							
日（　）							
日（　）							
日（　）							
日（　）							
日（　）							
日（　）							
日（　）							
日（　）							
日（　）							
日（　）							
日（　）							
日（　）							
日（　）							
日（　）							
日（　）							
日（　）							
日（　）							
日（　）							
日（　）							
日（　）							
日（　）							
日（　）							
日（　）							
日（　）							
日（　）							
合　計							

別紙６（第１９条関係）

（業務完了報告書）

年　　月　　日

千　葉　市　長　　様

住　所

受注者　団 体 名

代表者名

連絡先電話番号

花見川緑地交通公園管理運営業務委託事業について（報告）

このことについて、第〇 四半期分の業務を完了したので、報告します。

記

１　業務内容

花見川緑地交通公園管理運営に関する業務

２　委託金額(第〇 四半期分)

　　,　　,　　円（消費税相当額を含む）

３　その他特記事項

・

・

・

別紙７（第２０条関係）

令和　　年　　月　　日

事故・苦情等発生報告書

１　発生日時 年　　月　　日（　　）　　時　　分頃
２　発生場所・箇所
３　発生した事故等の内容
４　事故等の処理状況
５　その他

（報告者　　）